

変更届(在留届の記載内容の変更、同居家族の追加・削除)

※帰国・管轄外への転出の場合は、帰国・転出届をご提出願います。

筆頭者氏名【必須】	筆頭者生年月日【必須】
	西暦 年 月 日
変更発生日【必須】	西暦 年 月 日

筆頭者の記載事項に変更がある場合は、こちらにご記入下さい。
(※変更事項についてのみ記入)

本籍地	都道府県	市郡(区)	区町村
職業 (該当事項に○)	1 民間企業関係者 2 報道関係者 3 自由業及び専門的職業関係者 4 留学生・研究者・教師 5 政府関係機関職員 6 その他()		
日本国 旅券番号		1 長期滞在 2 永住	<input type="checkbox"/> (在留国籍有) 滞在期間 西暦 年 月 日まで
在留地の住所			
電話	①	②	
FAX	①	②	
携帯電話	①	②	
メールアドレス	①		
	②		
在留地の 緊急連絡先 (日中の連絡先)	氏名又は会社等所属先名	本人との関係	
	住所		
	電話	FAX	email
日本国内の 連絡先	氏名	本人との関係	電話
	住所		
日本国内の 所属先	会社等所属先名		
	電話		

同居家族の追加、削除及び記載事項に変更がある場合はこちらにご記入ください。
(※追加、削除及び変更事項についてのみ記入)

<input type="checkbox"/> (同居家族の追加)		<input type="checkbox"/> (同居家族の削除)		<input type="checkbox"/> (同居家族の記載事項の変更 (※変更事項についてのみ記入))	
続柄	氏名	ローマ字	生年月日		
		漢字	西暦	年	月 日
			1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国国籍無)
			2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (日本国国籍有)
携帯電話					
メールアドレス					
会社・学校等 日中の連絡先		名称	電話		
日本国 旅券番号		到着日	滞在期間		
		西暦	年	月 日	西暦 年 月 日

続柄	氏名	ローマ字	生年月日				
		漢字	西暦	年	月	日	
			1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国国籍無)		
			2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (日本国国籍有)		
携帯電話							
メールアドレス							
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話					
日本国 旅券番号			到着日	滞在期間			
			西暦	年	月	日	
				西暦	年	月	日

続柄	氏名	ローマ字	生年月日				
		漢字	西暦	年	月	日	
			1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国国籍無)		
			2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (日本国国籍有)		
携帯電話							
メールアドレス							
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話					
日本国 旅券番号			到着日	滞在期間			
			西暦	年	月	日	
				西暦	年	月	日

続柄	氏名	ローマ字	生年月日				
		漢字	西暦	年	月	日	
			1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国国籍無)		
			2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (日本国国籍有)		
携帯電話							
メールアドレス							
会社・学校等 日中の連絡先		名称 電話					
日本国 旅券番号			到着日	滞在期間			
			西暦	年	月	日	
				西暦	年	月	日

旅券法第16条の規程により、上記のとおり届出ます。届出事項に変更を生じたときは、必ずその旨を届出ます。

在 大使・総領事 殿 西暦 年 月 日

(注意事項)
1. 以下の方については、当館管轄地域から転出したものとして扱わせていただきます。
●「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過しても何のご連絡も頂けず、更にその後1年間、当館にて在留が確認できない方
●「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していない方のうち、1年以上の期間にわたり当館から連絡がつかない方
2. 登録いただいた情報は、皆様の生命及び身体の保護その他安全に関することに使用するほか、在外公館で在外選挙人名簿登録申請のほか領事窓口サービスを受ける際に利用します。
また、海外におられる在留邦人に関する各種統計や長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的な資料として使用することがあります。
3. 記載していただいたメールアドレスには、届け出た在外公館から各種のお知らせを送信します。
また、緊急事態発生など邦人の皆様の安全にかかわる危険が生じ得る場合には、メールのほか、電話、SMS、FAXなど可能な限りの方法で情報を提供します。